



大阪労働局発表
令和元年9月26日

大阪労働局労働基準部賃金課
電話 06-6949-6502

報道関係者 各位

10月1日から「大阪府最低賃金」が964円に！

～28円引上げ 時間額964円～

- 1 令和元年10月1日から「大阪府最低賃金」が時間額964円になります。
時間額で最低賃金が示されるようになった平成14年以降、最大の引上げ額（28円）となります。
- 2 大阪府最低賃金は、大阪府内の事業場で働く全ての労働者とその使用者に対して適用されます。
- 3 今後、大阪労働局では、改正後の大阪府最低賃金について、大阪府内の事業場に周知するとともに、履行確保を図っていくこととしています。
また、労働者にも広く周知していくこととしています。

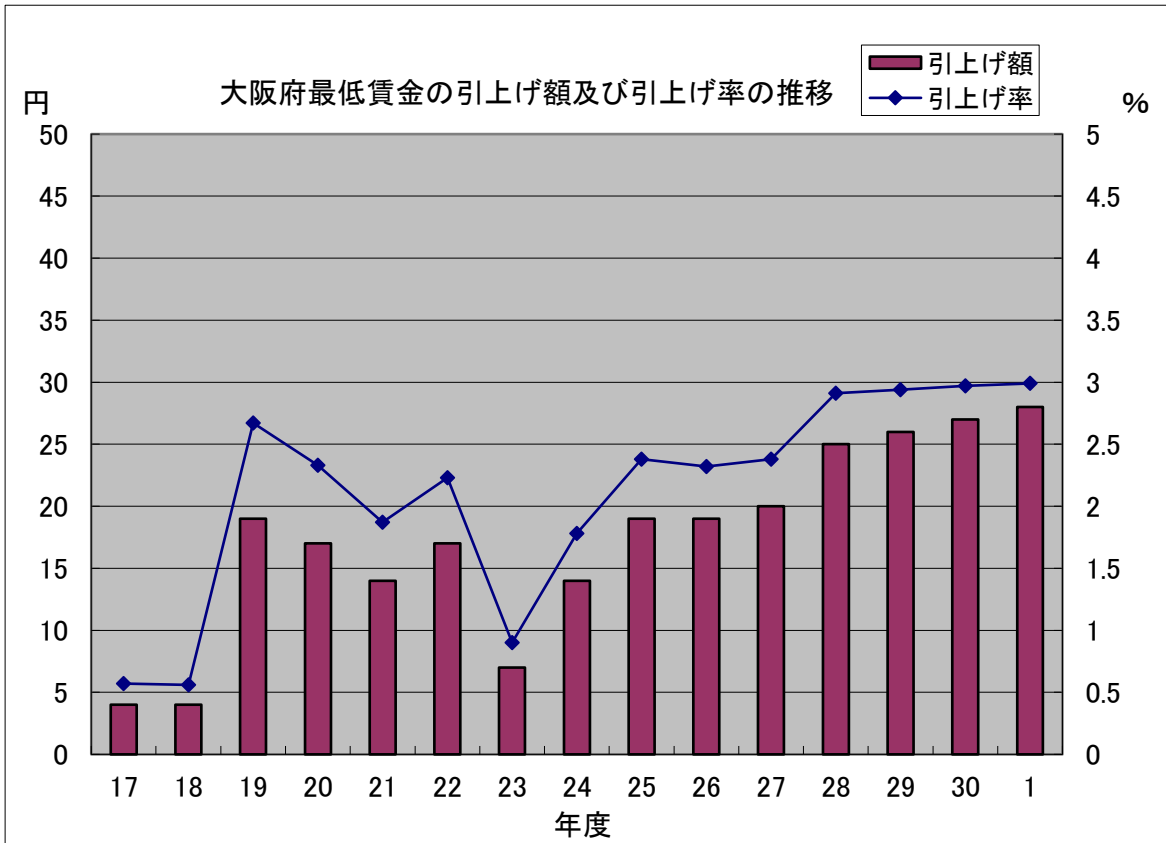
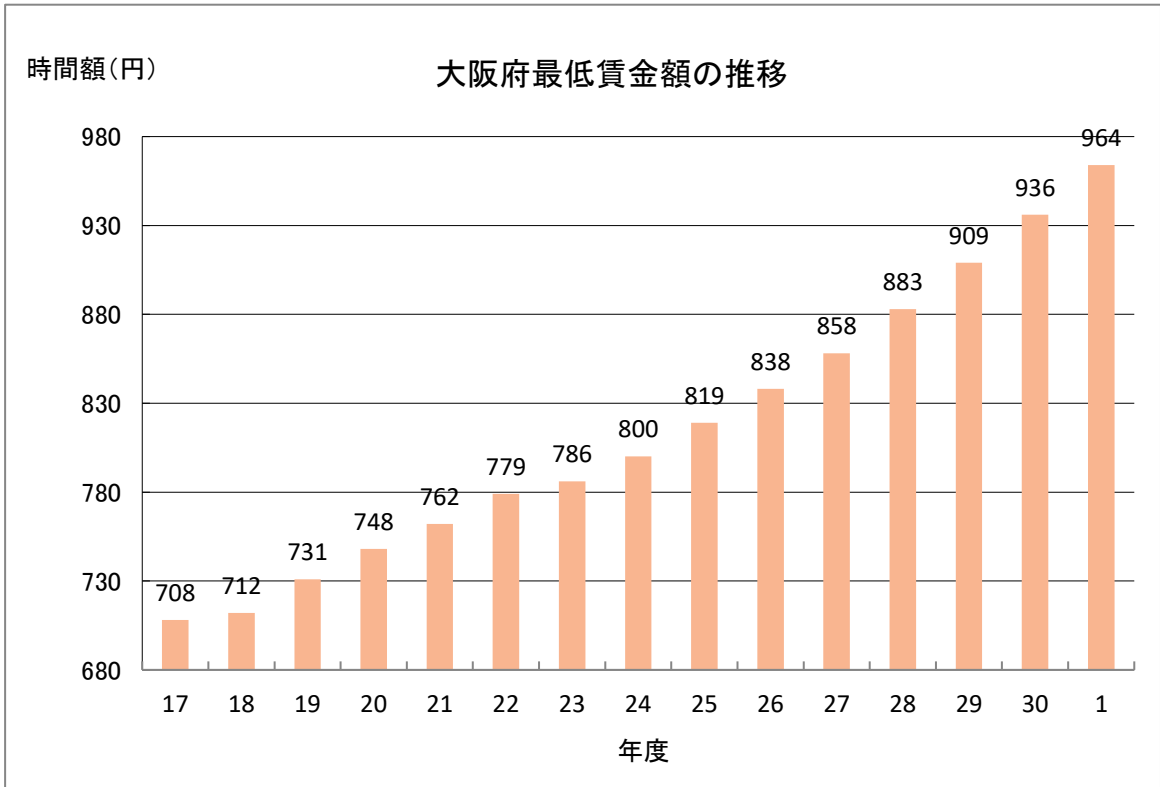
記

時間額	引上げ額 (対前年)	引上げ率 (対前年)	改正決定日 (官報公示日)	発効日
964円	28円	2.99%	令和元年8月30日	令和元年10月1日

地域別最低賃金額の推移

年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
時間額	699円	703円	703円	703円	704円	708円	712円	731円	748円	762円
引上げ額 (時間額)	4円	4円	0円	0円	1円	4円	4円	19円	17円	14円
引上げ率	0.58%	0.57%	0%	0%	0.14%	0.57%	0.56%	2.67%	2.33%	1.87%

年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度
時間額	779円	786円	800円	819円	838円	858円	883円	909円	936円	964円
引上げ額 (時間額)	17円	7円	14円	19円	19円	20円	25円	26円	27円	28円
引上げ率	2.23%	0.90%	1.78%	2.38%	2.32%	2.39%	2.91%	2.94%	2.97%	2.99%



最低賃金制度について

最低賃金制度とは、最低賃金法に基づき国が賃金の最低限度を定め、使用者は、その最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。

仮に最低賃金額より低い賃金を労働者、使用者双方の合意の上で定めても、それは法律によって無効とされ、最低賃金額と同額の定めをしたものとみなされます。

【最低賃金の種類】

最低賃金には、以下のとおり地域別最低賃金及び特定最低賃金の2種類があります。

なお、地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が同時に適用される場合には、使用者は高い方の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

① 地域別最低賃金（大阪府の場合は、「大阪府最低賃金」）

地域別最低賃金は、各都道府県ごとに1つずつ定められており、産業や職種にかかわらず、各都道府県内で働くすべての労働者とその使用者に適用されます。

② 特定最低賃金

特定最低賃金は、関係労使が地域別最低賃金より高い額の最低賃金を定めることが必要と認める特定の産業について、当該産業の基幹的労働者を対象として、各都道府県ごとに設定され、金額が定められています。

なお、年齢、業務内容等による適用除外があります。

大阪府最低賃金

964 円

時間額

令和元年10月1日から

使用者も、労働者も必ずチェックしましょう。
詳しくは裏面を。

最低賃金についてご不明の点がありましたら
大阪労働局労働基準部賃金課（電話06-6949-6502）
または 最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。



(2019(平成31)年度厚生労働省大阪労働局委託事業)

大阪働き方改革推進支援・賃金相談センターのご案内（無料相談窓口）

中小企業
小規模事業者
の皆様へ

**あなたの事業所に専門家（社会保険労務士）を
無料で派遣します。お気軽にご相談ください。**

「働き方改革関連法への対応」や「人材確保のための労務改善」等に関する相談窓口を設けております。
また、裏面記載の「業務改善助成金」や「キャリアアップ助成金」などの相談対応も行っております。

- ・専門家（社会保険労務士）が電話、来所、メール、企業訪問による相談支援を実施しています。
- ・長時間労働の是正や同一労働同一賃金の実現など働き方改革関連法の説明を致します。
- ・就業規則の改定、労働時間管理や賃金制度の見直し、助成金の紹介等に対応しています。
- ・地方自治体、事業主団体、経済団体等が開催するセミナーや研修会に講師を派遣します。

◆ 受付：月・火・木・金曜日9:00～17:00 水曜日9:00～18:00 ※土日祝祭日を除く ◆

住所：大阪市北区天満2-1-30 大阪府社会保険労務士会館5階

電話：0120-068-116

(E-mail hatarakikata@sr-osaka.jp) (HP <http://www.sr-hatarakikata.jp>)



最低賃金との確認方法

前提条件: 令和元年10月1日改定
大阪府最低賃金1時間当たり964円



■賃金の支払われ方が、

- 1 時間給制の場合 時間給 \geq 最低賃金額
 - 2 日給制の場合 日給 \div 1日の所定労働時間 \geq 最低賃金額
 - 3 月給制の場合 月給額 \div 年平均1か月所定労働時間 \geq 最低賃金額
 - 4 請負給の場合 賃金算定期間(賃金締切期間)について支払われた
(出来高払制) 請負給の総額 \div その期間の総労働時間 \geq 最低賃金額
- 1~4が混在する場合 それぞれについて1時間当たりの金額を算出し、それを合計した額と最低賃金額と比較します。

■月給制の場合の換算例

【例】年間所定労働日数252日、所定労働時間毎日8時間、月給161,800円の方は、上記3の計算式にあてはめて、年平均1か月所定労働時間数は、

$$\cdot 8時間 \times 252日 \div 12か月 = 168時間$$

$$\cdot 161,800円 \div 168時間 = 963.09.....円 < 964円$$

したがって、この場合は大阪府最低賃金額を下回り、最低賃金法に違反することになります。

◎ 次の賃金を除いて最低賃金以上とすることが必要です。

- ・精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ・1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(ボーナスなど)
- ・臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ・時間外・深夜労働及び休日労働に対する賃金

◎ 最低賃金を下回る場合は罰せられることがあります。

◎ 特定の産業については、大阪府最低賃金より高い金額で、特定最低賃金が定められている場合がありますので、当局ホームページをご確認下さい。

◎ 大阪労働局では、最低賃金を含めた各種情報をホームページに掲載しています。

大阪労働局 最賃

検索

賃金引き上げを応援します!

○業務改善助成金のご案内(2019(平成31)年度)(中小企業向け)

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上上げた場合その設備投資などにかかった費用の一部の助成を受けることができる制度です。

生産性向上のための設備投資の例

- 小売業で在庫管理システムを導入し、バーコード読取でリアルタイムに在庫状況が分かるようになったため、管理表作成に要する時間が省略できた
- 飲食店でレイアウト変更を行い、店員とお客様の動線が分かれ業務が効率化された
- パン製造販売業で大型の窯を導入し、一度に焼き上げられるパンの数が増えて焼き上げに要する時間が短くなった

詳しくは大阪労働局雇用環境・均等部企画課助成金第一係(電話06-6941-4630)

※令和元年度の交付申請期限は、令和2年1月31日までです。



○キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)のご案内(中小企業以外も利用可能)

全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額した場合に助成を受けることができる制度です。

詳しくは、大阪労働局助成金センター(電話:06-7669-8900)におたずねください。

※業務改善助成金と併給調整の対象になる場合があります。